

秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例について

令和4年5月25日
あきた未来創造部

1 条例の概要

- あらゆる差別の解消を図り、全ての県民が、個性を尊重し合い、多様な文化や価値観を受け入れ、互いに支え合う社会を目指し、SDG sの基本理念の1つである「誰一人取り残さない」包摂的な社会とすることを目的とする。
- 行動規範や基本的な理念として、様々な理由による差別や優越的な関係を背景として不当な要求などをしてはならない旨規定している（罰則等なし。）。
- 差別のない多様性に満ちた社会づくりに向けて、差別、いじめ、ハラスメントなどに関する県民の理解を深めることとしている。

2 今年度の取組

- 各種メディアを活用した差別等に関する広報・啓発（通年）
- 差別等に関する相談窓口の設置（通年）
- 各所管課による個別の差別等に関する事業の実施（通年）
- 行政職員等に対する研修の実施（8月以降）
- 小・中・高校への副読本の配布による教育の充実（12月以降）

3 依頼事項

（1）職員研修

行政職員等向けに、差別等に関する理解を深めるための動画（10分程度）を制作し、動画サイトへの配信やDVDの配布を行うので、市町村における職員研修において活用するようお願いする。

（2）出前講座等

出前講座や各種会議の場で、職員が講師となり、多様性に満ちた社会づくりに関する説明を行いたいので、関係団体などの会議等で、説明の機会を設けられるものがある場合、あきた未来戦略課に連絡いただきたい。

（3）相談対応への協力について

地域住民間のトラブルなど、差別等に関する県民からの相談内容によっては、各市町村の協力が必要となる場合があるので、県の担当相談員から連絡があった場合は、協力をお願いする。